

# 今金都市計画（今金町） （非線引き都市計画区域）

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### I. 都市計画の目標

#### 1. 基本的事項

##### （1）目標年次

この方針では、今金都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

##### （2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

今金都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	今 金 町	行政区域の一部	約 429 ha

#### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道南連携地域檜山地域の北部に位置し、周囲を山々に囲まれ、東西に貫流する一級河川後志利別川とその主な流域の平坦地、河岸段丘、山地からなる中山間地である。

また、開拓者が市街地を設定するために、道路・排水路を敷設して宅地割りをし、警察分署や役場予定地を定め、商業者の移住を進める等の基礎がつけられたことにより、コンパクトにまとまりがある市街地が形成されてきた。

中心市街地が、郊外型商業店舗の進出や長引く経済不況の影響等により、空洞化の傾向となっているため、利便性と地域特性を生かした魅力的なまちの拠点となるよう、計画的な中心市街地の再構築が必要とされている。

本区域では、豊かな自然環境の中で人と自然が共生しつつ、豊かな住環境づくりを住民・事業者・行政が参加と連携、連帯と協働により創出し、広域的に連携が図られた地域文化が息づく活力あるまちづくりを目標とし、それらを未来に引き継いでいくために、「豊かな自然環境の中の住み良い住環境都市」を将来都市像としている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

また、安全・安心で暮らしやすく、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

### II. 区域区分の決定の有無

#### 1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口及び世帯数は減少傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用した

コンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街地の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

### Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### (1) 主要用途の配置の方針

本区域では、3・3・1号大通（国道230号）の沿線を基軸として、計画的に整備が進められてきた。

しかしながら、近年は少子高齢化や経済不況に伴う商店の後継者不足が深刻化し、空き店舗・空き地等の増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失等が課題となっており、中心市街地の機能の回復が求められる。

また、産業構造の転換により、既存市街地においては工業跡地等の未利用地が散見される一方、郊外の農業地域においては都市的土地利用の高まりや農業従事者の高齢化に伴う農地の転用等がみられ、これらの土地における大規模集客施設の立地等が都市計画上の課題となっている。

このため本区域では、人口の減少、少子高齢社会等、市街地をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

##### ① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は中心商業業務地の周辺に配置し、利便性の高い住宅地の形成を図る。
- ・専用住宅地は市街地の南側及び北側に低層住宅を主体として配置し、周辺の自然環境や後志利別川河川緑地と調和した良好な住環境の形成及び保全を図る。

##### ② 商業業務地

中心商業業務地を、3・3・1号大通（国道230号）の沿線及び南側に配置し、生活利便施設等の積極的な誘導により、本区域の拠点として計画的な商業業務地の再構築及び活性化を図る。

##### ③ 工業・流通業務地

市街地の東側及び西側の3・3・1号大通（国道230号）沿道には、一般工業地を配置し、特別用途地区や地区計画等の活用により、周辺環境の保全や合理的な土地利用が図られた都市型軽工業の集積を進める。

##### ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街地の中心及び西側にある準工業地域について、工業機能の移転に伴い、住宅地への転用が進んでおり、今後の土地利用の動向を見極めながら、適切な土地利用が図られるための用途転換を検討する。

##### (2) その他の土地利用の方針

##### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施させている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業

振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。

## ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている今金今金5区域、寺裏の沢区域、今金東区域、今金今金3区域、今金今金1区域及び今金今金2区域については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既存市街地において災害防止の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

## ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地北部に広がる森林地帯は、市街地の背景となる良好な景観要素であるとともに、水源のかん養や土砂流出防止等の機能を有している貴重な自然環境であることから、その保全に努める。

## ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### a 交通体系の整備の方針

本区域は、道南連携地域檜山地域の北部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えをもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・ 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・ 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリエーションを進める。
- ・ 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した効率的な公共交通軸の形成を進めるとともに、利便性向上に努める。
- ・ 本区域では、高齢者や障がい者のみならず全ての住民が安全、快適に通行できるような道路整備を目標としていることから、良好な道路環境の形成に努める。

**b 整備水準の目標**

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	4.96 km/km <sup>2</sup>	4.96 km/km <sup>2</sup>

**② 主要な施設の配置の方針**

**a 道路**

- ・地域高規格道路渡島半島横断道路（計画路線）が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・3・1号大通（国道230号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・5・3号緑栄通（一般道道八雲今金線）、3・4・5号南通（一般道道丹羽今金線）、3・4・2号利別通（一般道道鈴岡今金停車場線及び町道利別通線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

**b 交通結節点等**

3・4・2号利別通（一般道道鈴岡今金停車場線）に交通広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

**(2) 下水道及び河川**

**① 基本方針**

**a 下水道及び河川の整備の方針**

近年における気候の変動は、中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

このため、土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

**ア 下水道**

下水道については、公共下水道整備計画に基づき、市街地の污水整備を引き続き推進するとともに、今後は老朽化した下水道施設の適切な維持管理に努め、計画的な更新を図り、快適な生活環境を維持し、公共用水域の水質保全に努める。

また、市街地における浸水被害の解消のため、雨水整備を促進するとともに、内水排除にかかる対策を推進する。

さらに、下水道資源の有効利用を継続し、低炭素社会への持続可能な循環型社会の構築に取り組む。

**イ 河川**

流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

**b 整備水準の目標**

**ア 下水道**

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で64.2%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

**イ 河川**

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

## ② 主要な施設の配置の方針

### a 下水道

今金公共下水道については、神丘地区に処理場を配置し、排水区域内に幹線管渠を適切に確保する。

### b 河川

後志利別川、トマンケシナイ川及びチブタウシナイ川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

## ③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

下水道については、市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、今金浄化センター等の既存施設の長寿命化を図りながら、改善更新を行う。

## (3) その他の都市施設

- ・公共下水道の普及に伴い収集量が減少してきたし尿処理については、MICS事業（汚水処理施設共同整備事業）により適切な処理を図る。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

## 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

本区域における緑地は、北部に展開する良好な丘陵林地と市街地の南側の外縁を東西に流れる後志利別川をはじめ、西側にトマンケシナイ川及びチブタウシナイ川の河川空間を骨格とする、格子状の形態を成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

### (2) 緑地の配置の方針

#### ① 緑地系統ごとの配置方針

##### a 環境保全系統

都市の骨格となる公園緑地として、今金総合公園、中央緑地及び後志利別川河川緑地を配置する。

##### b レクリエーション系統

日常圏及び週末圏的なレクリエーション活動に対処する公園緑地として、今金総合公園、中央緑地、大和緑地、高美公園及び後志利別川河川緑地を配置する。

##### c 防災系統

災害時における避難地あるいは防災拠点として、機能する公園として、高美公園を配置する。

##### d 景観構成系統

自然性に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努めることとし、後志利別川の河道跡湖周辺の緑地の保全に努める。

**② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針**

コンパクトなまちづくりを進めるために、区域内の公園緑地の適正配置を進める。  
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

**(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針**

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。